

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大阪市（水道局）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	112.5%
全職員	95.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.0%
本庁課長相当職	100.5%
本庁課長補佐相当職	95.1%
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	116.9%
31～35年	107.7%
26～30年	106.3%
21～25年	101.7%
16～20年	99.1%
11～15年	80.2%
6～10年	97.1%
1～5年	92.1%

【説明欄】

- ①当局に在籍する他自治体の職員は算出の対象に含まない。
- ②短時間勤務の職員及びパートタイムの職員について、年間総勤務時間数を、常勤職員の1年当たりの総勤務時間数で除すことにより職員数を算出している。
- ③超過勤務手当について、1人当たりの超過勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は80.9%である。
- ④扶養手当及び住居手当について、受給者に占める男性の割合は扶養手当が96.6%、住居手当が83.5%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

参考：内閣府 男女共同参画局「女性活躍推進法に基づく男女の給与の差異の公表」